

令和3年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和3年4月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 最低制限価格・低入札調査基準価格の設定範囲の見直し

□ 設定範囲の変更

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、最低制限価格・低入札調査基準価格に中央公契連モデル式（平成31年3月29日改正）を適用します。

このことに伴い、最低制限価格・低入札調査基準価格の設定範囲を以下のとおり変更します。

【最低制限価格・低入札調査基準価格の設定範囲】

[改正前]

設定範囲を予定価格の 70% から 90%

[改正後]

↓

設定範囲を予定価格の 75% から 92%

2. 変動型最低制限価格制度の試行実施について（算定方法の変更）

□ 変動型最低制限価格の算定方法の変更

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、変動型最低制限価格の算定方法を変更します。

【変動型最低制限価格の算定方法の変更】

[改正前]

最低制限価格＝予定価格×0.86 ＋(入札価格の平均額－予定価格×0.86)×0.3

ただし、予定価格×0.9 を上限とする。

[改正後]

↓

最低制限価格＝予定価格×0.875 ＋(入札価格の平均額－予定価格×0.875)×0.3